

入札参加資格(予定)

この入札に参加しようとする者は、下記(1)から(11)に掲げる条件を全て満たしていなければならぬ。

1 入札参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に工種「建築」で登録しており、当該工種登録の際に客観的事項について算定された点数が1,000点以上であること。
- (3)一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領(平成14年5月31日交通事業管理者決裁以下「参加停止措置要領」という。)の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4)会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5)札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申請者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6)単体企業及び特定共同企業体の全ての構成員は、地下鉄施設に関わる新築又は増改築工事、改修工事に係る建築工事を元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は平成26年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるもの(共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上あるものを含む。)であること。

(7)単体企業及び特定共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ア 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者、又はこれらと同等以上の能力を有すると認定された者であること。

イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 申請者と3カ月以上の雇用関係があること。

(8)本工事に係る設計業務等の受託者(受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。)でないこと。

(9)受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(10)代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(11)入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d組合の理事

eその他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 特定共同企業体で入札に参加する場合

特定共同企業体により入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記に掲げる”1 入札参加資格”の条件を満たし、かつ、下記に掲げる”3 共同企業体の結成条件”を満たしていかなければならない。また、構成員が単体企業として同一入札に参加することは認めない。

3 共同企業体の結成条件

特定共同企業体により入札に参加を希望する者は、次の結成条件を満たしていかなければならない。

(1)構成員の数が、2又は3社であること。

(2)各構成員が、本工事の入札において2以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3)事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。

(4)各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。

(5)共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

(6)共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。